

# 衆議院 經濟産業委員会 會議録 第九号

令和二年五月十三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君

理事 小林 鷹之君

理事 武藤 容治君

理事 山岡 達丸君

理事 畦元 将吾君

安藤 高夫君

石崎 徹君

神田 裕君

國場幸之助君

辻 清人君

野中 厚君

穂坂 泰君

細田 健一君

山際大志郎君

和田 義明君

落合 貴之君

齊木 武志君

山崎 誠君

笠井 亮君

神山 佐市君

鈴木 淳司君

田嶋 要君

鰐淵 洋子君

穴見 陽一君

石川 昭政君

岡下 昌平君

古賀 篤君

武部 新君

富樫 博之君

福田 達夫君

星野 剛士君

三原 朝彦君

吉川 越君

浅野 哲君

柿沢 未途君

宮川 伸君

中野 洋昌君

足立 康史君

梶山 弘志君

宮下 一郎君

遠山 清彦君

橋本 岳君

小島 敏文君

自見はなこ君

中野 洋昌君

向井 治紀君

安居 徹君

政府参考人  
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人  
(内閣法制局第一部長)

政府参考人  
(金融庁総合政策局政策立案総括審議官)

政府参考人  
(総務省大臣官房審議官)

政府参考人  
(総務省総合通信基盤局電気通信事業部長)

政府参考人  
(国税庁課税部長)

政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人  
(中小企業庁事業環境部長)

山内 智生君

北川 哲也君

松尾 元信君

森 源二君

竹村 晃一君

重藤 哲郎君

追井 正深君

山本 史君

吉永 和生君

小澤 典明君

藤木 俊光君

中原 裕彦君

上田 洋二君

西山 圭太君

村瀬 佳史君

奈須野 太君

政府参考人  
(中小企業庁経営支援部長)

政府参考人  
(経済産業委員会専門員)

委員の異動  
五月十一日

高村 正大君

古賀 篤君

補欠選任  
高村 正大君

古賀 篤君

四月二十八日

中小企業者等の事業用不動産に係る賃料相当額の支払猶予及びその負担軽減に関する法律案(後藤祐一君外七名提出、衆議院第九号)五月十二日

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

四月二十一日

小規模事業者に対する社会保険料負担軽減支援策等に関する請願(小宮山泰子君紹介)(第五三六号)

は本委員会に付託された。

四月二十四日

観光・宿泊業等への支援を求める意見書(栃木県議会(第一七六九号))

東京電力福島第一原子力発電所におけるALP S処理水の自然界放出を行わないよう求める意見書(宮城県議会(第一七七〇号))

福島第一原発の放射能汚染水の取り扱い及び新たな風評が生じないよう徹底した対策を求める意見書(福島県湯川村議会(第一七七一号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

渡邊 政嘉君

佐野圭以子君

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣官房内閣審議官安居徹君、内閣官房内閣審議官山内智生君、内閣法制局第一部長北川哲也君、金融庁総合政策局政策立案総括審議官松尾元信君、総務省大臣官房審議官森源二君、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長竹村晃一君、国税庁課税部長重藤哲郎君、厚生労働省大臣官房審議官山本史君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、経済産業省大臣官房審議官小澤典明君、経済産業省大臣官房審議官古賀篤君、経済産業省大臣官房審議官藤木俊光君、経済産業省大臣官房審議官上田洋二君、経済産業省大臣官房審議官西山圭太君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君及び中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、

議ありませぬ。

議ありませぬ。

議ありませぬ。

議ありませぬ。

議ありませぬ。

議ありませぬ。

議ありませぬ。

議ありませぬ。

議ありませぬ。

議ありませぬ。

うツイートが五百万件、相当広がっているということでありますが、これだけ今事業者さんたちが苦しんでいる中でこの法律を上げてくるというのは、閣僚の一人として、大臣、どのように思われますでしょうか。

○梶山国務大臣 御指摘の検察官定年延長法案の国会審議の進め方につきましては、国会がお決めることでありまして、経済産業大臣としてコメントすることは差し控えたいと思っております。

○宮川委員 政府案として法律が出ているというふうに私は認識しているんですけども。こういうのは、私は、このコロナの時期にこれだけ苦しんでいる方々がいらつしやる中で、不適切だということ強く、ですから、今の国家公務員法の改正からぜひ切り離していただきたいというふうに変更して国民の皆様の気持ちも含めてお話ししたいというふうに思います。

もう一つ、今、このコロナで非常に重要な中で議論されている重要な法案で、年金制度の改正があります。これはさきの衆議院を通過したわけでありまして、これはもう少し経産委員会とかでも議論すべきだったんじゃないかというふうには私自身は思っているんですけども。

これは、年金制度が、短時間労働者、非正規雇用の方々等が厚生年金に入ってもらおうということでありまして、それが一つの内容でありますけれども、今まで五百人超の企業が課されていたものが五十人超の企業になるということであります。

私は、やはり今の年金制度を考えるときに短時間労働者の方々がかような形になった方がいいと思っております。昨日も賛成をしたということでありまして、これには大前提として、中小企業の方々をしっかりと支えるということが前提にあるというふうに私は思っています。しかし、少なくとも、コロナでちゃんと議論が見えていないんですけども、この法律は今進んでいるけれども、じゃ、中小企業の方々にとどうするのかというものがほとんど聞こえてきていないんですが、

大臣、どのように考えていらつしやいますでしょうか。

○梶山国務大臣 今国会に提出されています国民年金法等改正案では、令和四年以降、段階的に被用者保険の適用を拡大することとしており、このような環境変化に中小企業が対応できるようにすることは必要であると思っております。

ただ、足元では、新型コロナウイルスの影響により、中小企業、小規模事業者を取り巻く環境が極めて厳しいことを踏まえ、まずはこうした事業者の事業継続と雇用の維持に万全を尽くしてまいりたいと思っております。

具体的には、持続化給付金、また各種の融資、さらに税や社会保険料の猶予など、手元資金の確保などにあらゆる手段を駆使して事業者の皆様を支えてまいりたいと思っております。

また、中小企業が難局を越えた先の道筋をしっかりとして、適用拡大にもしっかりと対応いただけるよう全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○宮川委員 中小企業の方々何人かと私はお話ししているんですけども、やはりコロナでいっぱいいっぱい、商工会とかもそうなんですけど、年金のことまで考えられませんかということをおっしゃっています。

始まるのがまだ数年あるわけですから、ただ、しっかりとやるよというメッセージをぜひ出していただいで、そして、何とか今の困難を乗り越えられるように頑張っていければというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、浅野君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日はよろしくお願いたします。

まずは冒頭、まだこのコロナ禍の中、医療の現場を支えていただいている皆様そして社会インフラを支えていただいている全ての皆様に敬意と感謝を申し上げ、一人でも多くの皆様が早期に回復

できる環境整備をするために、この委員会でも全力を尽くすことをお願い申し上げます。質問に入りたいと思います。

本日は、大きく三つのテーマを取り上げさせていただきます。一つは、これまで経産省も関係しながら開発を進めてきた高速型のPCR検査装置について、そして二点目は中小企業支援、そして三点目はマスクの流通に寄与し得る在庫情報の共有システムについて、この三つを取り上げていきたいと思っております。

お忙しい中、本日は、厚生労働事務官の小島政務官にもお越しをいただきまして、ありがとうございます。冒頭質問させていただきます。

今、宮川委員の質疑でも取り上げておりましたけれども、現在のPCR検査数は、本日の資料一に示しますように、四月末の段階で全国で約八千件。その時点での国内のPCR検査能力は約一千万件でありました。現在までに、感染症や保健所などに加えまして、民間、医療機関や大学などでの検査も広がり、徐々にその検査数は増加傾向にあります。

ただ、一方、新型コロナウイルス感染症にかかわらず、ほぼ全ての感染症は、早期発見によって重症化を防ぐことができます。私は、現在のようにな、多くの国民が自分自身あるいは身近な人が感染している可能性におびえながら、国民経済、国民生活が本来の力を発揮できない事態を一刻も早く脱しなければならぬというふうに考えております。

そのためには、PCR検査を国民の誰もが、いつでも、どこでも、すぐに受けられる環境整備というものが今後のウィズコロナ時代の新たな日常を構築するためには非常に重要な政策課題であるというふうに考えております。

そこで私が注目してきたのが、検体採取から判定までを約一時間で完了できる高速なPCR検査装置であります。この装置は産総研などが民間企

業と協力しながら開発してきたものですけれども、四月から現場への導入が開始されたことと承知しております。

私は、この時短型のPCR検査装置をより普及させ全国に展開していくべきだと考えておりますので、まず冒頭、厚生労働事務官にお伺いしますが、この装置に関する政府の開発導入目標の全体像をお聞かせいただきたいと思っております。

次いで、二問目も一緒に聞いてしましますが、この装置の現在の導入先、導入台数、そのうちの稼働台数、そして、これまでの検査実績の総数などについて、実績面についてもお答えをいただきたいと思っております。

○小島大臣政務官 お答え申し上げます。PCR検査の検査機器につきましては、御指摘の短時間での検査が可能で簡易検査機器を含め、さまざまな機器が導入されていることは承知をいたしております。

こういった検査機器を導入するかにつきましては、各地方自治体において、それぞれの必要性等を踏まえ御判断いただくものでありまして、厚生労働省といたしましては、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられる体制を確保する観点から、今回の補正予算で創設いたしました緊急包括支援交付金において、地方自治体や検査を実施する機関が行うPCR検査の検査機器の設置を広く支援することといたしておるところでございます。

国立感染症研究所において、先ほど幾つかあると言ったんですけども、次世代シークエンサーあるいはリアルタイムPCR装置、そして、等温遺伝子増幅装置、これはLAMP法というふうにすけれども、約二十一種類あるように聞いていますけれども、引き続きまして、これらの取組を強力に推進することで、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

そして、二問目でございますけれども、委員おっしゃいました総検査実績でございますけれども

も、我が国のPCR検査実績は、五月十一日時点におきまして五千二百二件、累計約三十四万件であると承知をいたしております。

各検査機関におきましてどういった検査機器を導入しているかにつきましては、把握をしております。御指摘の個別の検査機器ごとの導入先や導入数、稼働台数についても、把握をしていないというのが現状でございます。

○浅野委員 このPCR検査、どういう種類のものがどこにどれだけ納入されているかというのは把握していないことなんですけれども、経済産業省の事業として、高速型のPCR検査機器の開発をスタートさせた時点で、やはりその必要性があったんだろうと思います。

私も、一問目はその導入目標を伺ったんです。医師の判断によって全ての方が検査を受けられるような環境にするようにという今御答弁だったので、私が望んだ答弁とは少し違うんですけれども、その考え方を否定する気はございません。しかしながら、やはり、全国でどれくらいの需要があった、そして今どれくらいそれが満たされているのか、現状把握については、引き続き、厚労省もそうですけれども、経産省としても目を配っていたいただきたいことを申し上げたいと思います。

次の質問に移りますけれども、資料二の方には、今少し触れました時短型のPCR検査装置に関する経済産業省のニュースリリースが掲載されてございます。この記事によれば、この装置は全国十六カ所の医療機関に導入されたというふうに記載がございました。そして、それを調べたところ、資料三に、その調べた結果を載せておりますが、この装置が導入された十六の医療機関と、その医療機関が所在する都道府県を、最初に緊急事態宣言の対象となった七都府県、そして四月十六日に対象地域が全国に拡大された際に特定警戒地域に指定された六道府県、さらに、それ以外の三十四県に分類して、マーケティングをして表にまとめたものであります。

この三月末、ニュースリリースが発表された三月末といえば、緊急事態宣言の発出の是非が世間でも取り沙汰されていた時期でありまして、大都市圏での感染拡大傾向が徐々に出てき始めていた時期であります。ただ、この表、今、資料三に示した表を一見しますと、特段、大都市圏に重点的に導入されていたわけではないようにも思えます。

そこで、経産省に伺いますけれども、この十六の医療機関を選定した基準について確認をさせていただきます。

〔委員長退席、鈴木淳委員長代理着席〕  
○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

この十六の医療機関に国費で配置をしたということでございますが、これは、実際に、このジーンソックがコロナ感染症の分析に使えるところからありますので、これを実際の医療現場に置いてみて、そこで、実際の診断や治療行為の流れの中でどのように使えばいいのか、あるいは、どういうふうな気をつけてハンドリングしていくのか、そういったようなノウハウをここで確立するということが目的でございます。

そのために、今回配置いたしました十六の医療機関に関しては、一つは、まず、そもそもこの新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が来訪される、そういう機関でなければならぬ、これは当然のことだと思います。

それから、二つ目に、当然、操作方法等についてはノウハウを蓄積するという観点から、このジーンソック、実はほかの疾患で検査で既に使っているケースがあるわけでございますが、そういった経験がある、ジーンソック、そもそも使いた方がわからないというところではなくて、ある程度この操作になれている、こういう機関を選んだということでございます。

それから、三つ目に、これは、受入れ機関側の方で、新しいこういった機械、それから新しい手順を入れるということになりますと、さまざま手

順が必要でございます。そういった手続を迅速にクリアすることが可能である、こういった機関として十六カ所の医療機関を選定させていただいたということでございます。ここにおいて、実際の診断あるいは治療の中で、この機械をどのように使うことが有効かというノウハウを確立し、そしてそれを広げていく、こういう考え方でございます。

〔鈴木淳委員長代理退席、委員長着席〕  
○浅野委員 ありがとうございます。

今の考え方については理解はできます。やはり、使い方を検証して、しっかりと手続面も含めて体制を確立する、そしてその後の拡大につなげるということ、各医療機関の皆さん、現場の皆さんも頑張っていたんだらうというふうに思っております。

だからこそ、ちょっと先ほど伺いましたけれども、今、全国のどこにどういう種類の検査機器がどれだけ設置されているのかを把握していないというのは、せっかくここまでやったのであれば、必要とする、私の言い方で言えば、ある程度の検査頻度があり、検査当たりの時間を少しでも短くしたいような地域に重点的に配備をして、そしてそこに対してしっかりとこの十六機関で蓄積したノウハウを渡してあげるところまで政府としては見ていただきたいというふうに思います。

もし、これに関して、政務官の方から、ぜひ厚労省としてもそういう取組に広げていただきたいというふうに思うんですが、御所見があれば一言いただきたいと思っております。

○小島大臣政務官 お答えいたします。

委員のお考えはごもっともでございます。ただ、いろいろ、現状、個々のことを考えてみますと、個別の検査機器を把握することは重要であることは認識しておりますけれども、検査の実施機関においては、業務過多による負担が生じているという事情もあるわけです。そういった状況の中で、厚生労働省といたしましては、PCR検査の総検査

実績の把握が最も重要であるとは考えております。これまでの我が国のPCR検査実績の把握にしっかりと努めていきたいというふうに考えております。

また、議員の御指摘も踏まえまして、有効に活用できる検査機器が速やかに現場で使えるよう支援をしていきたいと考えます。同時に、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるよう、体制を構築するためのさらなる検査能力の向上に努めていきたいと考えております。

○浅野委員 今、現場での業務過多というのを理由として挙げられましたけれども、それは事実としてあると思います。ただ、業務の内容の中でも、やはり優先順位というものがある。一瞬ちよつと忙しくなるかもしれないが、それを乗り越えればより作業全体として効率的になるような施策というの中にはあるはずだと思います。私は、この高速型PCR検査機器の導入、普及というのはそれに類するものだというふうに考えます。

また、きょう、いろいろなメディアでもありまして、けれども、抗原検査、薬事承認をされまして、これから更に高速に検査ができるような医療機器も整ってまいりました。ただ、この抗原検査についても、今のお考えに基づけば、現場の使い方がわからないとか、今の目いっぱい現場に余計な仕事を与えられないという考え方に立脚してしまつと、せっかくこの検査機器が無駄になつてしまつていくから、そのあたりはぜひ、優先順位を考えていただきながら、最終的には国民の利益、健康、安全につながる御判断をいただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

PCRに関してはこれが最後になりますけれども、時短型PCR検査に関して、検査用の試薬というのがあります。経産省のニュースリリースによれば、この試薬は百テスト分で二十九万八千円という値段で販売がされているそうなんです。PCR検査は全て公費負担になっているとい

うことは承知しておりますが、きょう議論したのは、検査を行った分については公費負担になるということであって、検査に備えて在庫を抱える、そしてそれを維持するという部分については医療機関負担になってしまっているんじゃないかという懸念がございます。

そこでお問い合わせいたしますが、ぜひ、今の状況を考えれば、そういった経済的な負担を理由に検査体制を整わないといった事態は絶対に避けなければいけないと思いますので、在庫の確保、維持管理についても政府として何らかの支援を行っているのかどうか、このあたりの事実関係について御確認をしたいと思います。

○小島大臣政務官 お答え申し上げます。  
在庫管理については、今、そこまでの把握といえますか、今回御質問がなかったので準備していませんけれども、PCR検査に係る費用につきましては、御指摘の検査試薬の費用を含め、行政検査として行うPCR検査につきましては、費用は全額公費で行うこととしております。

医師の判断で実施される保険適用のPCR検査につきましても、感染拡大防止という公衆衛生目的として実施する観点もことから、都道府県等から行政検査を委託しているものとして取り扱い、検査費用の自己負担分は行政が補助することとしており、今回の補正予算に計上しているところでございます。

繰り返しになりますけれども、引き続きこれらの取組を強力に推進することで、医師が必要と判断した場合には確実に検査を受けられるように努めてまいります。

○浅野委員 通告のときには、在庫部分も含めて手当てをしてほしいという要望は伝えておりましたので、今の答弁は答弁でわかるんですが、ぜひ、厚労省としては、検査費用の公費負担だけでなく、医療機関がしっかりと備えられるような部分もサポートを御検討いただきたい。そして、今、そういった部分に手当てができていないのかも含めて、政務官御自身でぜひ一度確認をしていた

いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

では、PCR関連の質問は以上になりますので、厚労省の皆様はここで御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。  
続いて、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者などへの支援の拡充について質問をさせていただきます。

本日の資料四の方をごらんいただきたいんですけども、資料四には、緊急事態宣言の延長を受けた全国知事会の提言の一部を記載してございます。また同様に、資料五の方には、中小企業家同友会の提言の一部を記載しております。どちらも、厳しい経営状況を支えるためのさらなる支援を求めようという内容が掲載してございます。また、資料には掲載してありませんけれども、共同通信社が四月に実施した世論調査においても、休業期間の長期化を受けた損失に対して国からのさらなる支援を求める声が八二%と、圧倒的な多数を占めている結果でした。

まず、大臣にお伺いいたしますけれども、こうした世論に対してどのような受けとめをされているか、特に現状の支援体制で十分だということをお考えを持っているとは私は感じ取ることができないんですが、その現状の支援体系で十分かどうかについて、もし御所感をいただけたらと思います。

○梶山国務大臣 今回のコロナウイルス感染症の終息が見通せないという状況の中で、経済の落ち込みも継続することが見込まれております。そういった中で、政府の事業者向けの支援策について、国民の皆様、各層から厳しい声が上がっていることも十分に承知をしております。全国約三百五十万八千名の中小企業、小規模事業者が雇用の七割を支える経済の屋台骨でありまして、新型コロナウイルス感染症による影響はこうした中小・小規模事業者にもいや応なく厳しい影響を与えていると思っております。

今回の経済対策をするに当たり、一週間をかけた

て、各地域、各産業、さまざまな規模の企業からヒアリングをいたしました。そういった中で、従来の補助金とかではなくてやはり給付をしてほしいというような話がありました。

これまで例のないことでありますけれども、財務省との交渉も、また、そういった中で四月末の補正予算の成立で持続化給付金が実現をしたわけでありまして、これは実現するだけじゃなく一刻も早く皆さんの手元に届けなくちゃならないという思いで、今、経産省を挙げて作業に当たっているわけでありまして、五月一日から受け付けを開始して五月八日から給付を開始したということでもあります。

さらにまた、これを給付することによって、私達にもやはりこういうものが欲しい、ほかの、この範囲に入らない方々からもそういうお話があります。また、こんなものでは足りないという声もあります。そういったものも十分、SNSまたコールセンター等の声を聞きながら対応をしてみたいと思っておりますし、これで十分だとは私自身は思っておりません。やはり、経緯を見ながら、推移を見ながら、しっかりとした対策をして企業を守ってまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。  
現状で決して十分ではないということで、まずその共通認識から今後の議論を進めていきたいと思っております。  
次の質問に移りますけれども、持続化給付金を取り上げていきたいと思っております。

まず、基本的なことを伺いますが、この持続化給付金の支給要件の中に、全業種共通で、減収が前年度同月比マイナス五〇%以上という要件がございます。まずは、このマイナス五〇%という数字がなぜそのように決まったのか、その根拠を御説明いただきたいと思います。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。  
今般の持続化給付金でございますけれども、戦後最大、最悪ともいべき経済危機に直面しているという理由で、従来からやっていたような融資

とかあるいは補助金とかあるいは税、こういったものではなくて、使途に制限のない現金の給付という、これまでに前例のない思い切った手段を初めて講じるということでございます。

これは、今申し上げた補助金であるとか融資であるとか税制、こういったこれまでの政策手段の総動員ということすら超えた対応であることでございますので、とりわけ厳しい経営状況にある事業者を対象にするものとして、売上高が半減ということを要件としてさせていただいた次第でございます。

一方、売上げ半減という要件を少しでも満たしやすくするようにと申し上げますが、事業者は、二〇二〇年一月以降、ことしいっぱいの任意の一月を選んで半減していることを示せばよくしておりますし、また、特定の季節に売上げが集中している方も実際にはおられます、そういう方に対しては、その実情に合わせて柔軟に申請いただけるように仕組みを工夫しております。

こういったことで、できる限り幅広い事業者の方にこの持続化給付金を御活用いただきたいというふうに考えております。  
○浅野委員 今の答弁の中で、経営状況がとりわけ厳しい方々を意識して五〇%という発言がございましたが、私が聞きたかったのは、厳しいから五〇%なのかなぜなのかという部分でして、その五〇%を満たしやすくする配慮をさまざまとっていただいていることに対しては感謝を申し上げます。

また、資料六をごらんいただきたいと思えます。この資料では、中小企業の売上高と損益との関係を簡単にまとめた表を掲載してございます。紙面左下の表をごらんいただくと、業種別の損益分岐売上高比率というものが掲載してございます。この損益分岐売上高比率とは何なのかということですが、まず、平時の売上高を一

〇〇とした場合に、この数字がどれだけ低下すると固定費と収支とんになるのかという指標を数値化したものであります。

例えば、一番上の飲食サービスの業態に関しては、直近の二〇一九年度の値ですと九一・八という数字になっております。つまり、売上高が、通常一〇〇としたものが九一・八まで下がると固定費とんとんになってしまふ、利益が出てこない、更にそれを下回れば、その分赤字になるといふようなものであります。三番目の宿泊業、今世間では本当に厳しい業態であるといふふうに連日報道されておりますが、宿泊業についても同様な数値となっております。

さらに、この飲食サービスと宿泊業について特出ししたもののが右側の表になっております。こちらでは資本金規模別にあらわしておりますが、資本金の規模が小さな企業に関しては、先ほど九一・八だったものが九七とか九八、九九、こういった数字が並んでおりまして、ちょっと売上げが下がっただけでもふだんの固定費が払えなくなるような実態であることがごらんいただけるかと思っております。

この表を見ていただくと、本場に現場の皆様がいかにもぎりぎりな状態の中で平時に頑張っていたらつらかったかということがよくわかるかと同時に、このマイナス五〇％という指標がどれだけ酷な指標なのかというの少し御想像いただけるのではないかなというふうに思います。

この資料六の上の四角にも書いてございますが、マイナス五〇％の売上げ減を見きわめてから持続化給付金を受け取っても、負担すべき固定費負担が膨らみ過ぎて、給付金ではとてもとて、雇用の維持、そして倒産、廃業を防ぐだけの十分な措置とは言えない、そういうのが世論の見解でございます。

ぜひ大臣にはお願いしたいところなんです、現場からは本場にさまざまな悲鳴が聞こえてきています。四月だったものが、五月いっぱいまで緊急事態宣言が延びて、その後も客足がい

つ戻ることから、この持続化給付金について、できることなら、業種別に複数の基準を設けることも含めて、支給要件を更に緩和して拡大していただくと考えています。ぜひ、これは多くの国民の思いだと思いますので、大臣の御見解をいただければと思います。

〇梶山国務大臣 先ほど申しましたけれども、この給付金を開始するに当たりまして、コールセンター、問合せ等もありませんけれども、御意見も伺うためのコールセンターも兼ねておりますので、いろいろな声が聞こえてまいります。また、SNS等でも聞こえてまいります。そういった五〇％に対する御意見があることも十分に承知しておりますので。

この給付金、家賃にも使うことができる、使用制限なしということが始まったものでありますけれども、そういう中で、また、家賃の制度についてのやりとりというものを与野党でもしているものだと承知しております。

〇浅野委員 本日の資料九の方には、先日の予算委員会でも国民民主党の玉木代表が用いた資料を掲載してございます。今野党側も、与野党の皆さんと同じように、さまざまな追加支援策を検討して提案をしておりますし、与野党協議会の中で議論が深められている状況でございますので、大臣におかれましては、国会の声をぜひ真摯に受け取っていただいて、何よりも現場の声に耳を傾けていただきたいというふうに思います。

では、最後のテーマであります在庫情報のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業というものについて、二、三質問をさせていただきます。

資料十をごらんいただきたいと思っております。今回のコロナ禍で、皆さんもみずから御体験をされているかと思いますが、マスク、そしてトイレトペーパーを始めとする日用品がありとあらゆる場所で品薄となりまして、どこに行っても売っていないというような状況がまだに続いている地域もあります。そのとき、多くの国民が、柔軟そして迅速な物資供給の必要性、重要性というのを今痛感していらっしゃる方がたくさんいるんだと思っております。

それを受けて、経済産業省の令和二年度の補正予算の中では、在庫情報のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業というのを予算化されております。これが実現すれば、全国の在庫情報をリアルタイムに共有して、緊急時においても適時適切な物資供給が促進されることから、消費者の立場に立つてもこの取組には期待したいと私は思っております。

まずお伺いしたいのは、この事業のスケジューリング観、そして現時点での進捗状況についてお答えをいただけますでしょうか。

〇藤木政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘いただきました在庫情報のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業ということで、令和二年度補正予算成立後、直ちに準備にかかってございます。

〇浅野委員 今、企画提案を受けて公募が進んでいる状況だということですが、この事業、基本的に期待をしたいと思っております。

ただ、もう一歩踏み込んでいただきたいというのがこれからの御提案でございますが、例えば台湾、ニュースにも出ておりましたが、台湾では、マスク不足が顕在化したすぐ後に、市場に出回っている店舗ごとの在庫情報が消費者のスマートフォンアプリから確認できるようなオープンデータシステムを、政府が主導して構築をいたしました。非常にこれが世界的に高い評価を得たという事実は、皆さんも御存じの方が多くないかと思っておりますが、やはり、こういった消費者目線に立った情報提供のプラットフォームとしても、この事業を育てていくべきじゃないかというふうに思っております。

現状、この資料十に掲載されている右下の絵を見ますと、ちょっと私が追記した赤字の部分は無視していただくとすれば、メーカーと卸業者、そして小売業者の間で在庫情報が共有されるシステム構成となっております。ですから、事業者間の在庫情報の共有はできて、その情報は消費者には行かないようなシステム構成になっているんですが、これから、自然災害やこういった感染症、ありとあらゆる緊急事態が起こった際に、また今回のマスクのように、この商品が手に入らない、必要なのに手に入らないとかいう状況にならないとは決まってしまうので、ぜひ消費者にもこの情報を提供できるようなプラットフォームを構築するべきだと考えているのですけれども、これに対して、政府の御認識をお伺いしたいと思います。

〇藤木政府参考人 まず、一つ一般論として申し上げますと、どこにどれくらい在庫を抱えているかというのは、事業者にとっては経営上あるいは競争上大変重大な情報でございます。これを一般に公開するということはなかなか難しいのではないかとおもうに思っております。

また、委員御指摘の台湾の事例に関しまして、これは、流通、生産、これを台湾の政府の方で全て管理するという形の中で流通量が公開されているということでございます。

まして、なかなか、直ちに在庫情報を一般の消費者の方に公開するという形に結びつけるのは難しいのではないかと思っております。

一方で、御指摘のように、緊急時、災害時において、どこにどれくらい、例えば、支援物資が在庫されている、それがどのように搬出可能なのかということ把握することは、これは政府にとりまして、あるいは関係の事業者にとりまして大変重要でございます。まずは、こういったところでの情報共有の仕組みをつくり上げる、こういったところから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○浅野委員 今の御答弁の中で、在庫情報がいわゆる企業にとっては機微な情報に当たるといことがございました。私もそれは承知をしております。やはり、そういった環境の中で、事業者同士が協力をしながら、円滑、迅速な物資補給を実現するためにこういう事業をこれから立ち上げるといことですから、その壁を一つ越えなきゃいけないというは大変なことがあると思うんですが、ぜひそれは頑張っていたらいいと思います。

その一方で、私が消費者に対する情報提供と申し上げたのは、何も企業が持っている在庫情報を全て消費者に開示しろと言っているわけではなくて、台湾のように、店頭に並んでいる物量だけでもいいので公開したらどうかという提案なわけでありです。

批判的な表現をすると、これはともすると、緊急時に政府が効率よく情報を集めるための、政府の政府による予算執行でしかないんですよ、このままいくと。

ただ、それをやはり納税者である国民の皆様のご利益にもつなげるためには、集めた情報のうち、例えば店頭に並んでいる在庫情報だけでも国民に開示できるようにするのがあれば、これは政府、事業者そして国民全員が利益を享受し得るようなシステムになる可能性があるんじゃないか、そのように思っておりますので、ぜひ、この予算の枠

内ではないのかもしれませんが、これを足がかりに、これからそういう事業を進展させていっていただきたいと思うんですが、大臣、もし御所見があれば、よろしく願います。

○梶山国務大臣 このコロナ危機、まだ続いておられますが、この中で、他国の例を見て見習わなければならぬということも多々あったと思っております。台湾の例を挙げられましたが、今度は消費者側からすると、そこに混乱が起きないようにするためにどうしたらいいのかということ、IDがあつて、配給制で、その地域に住む人たちに置いてある店舗を教えているということでもありました。ですから、消費者側、メーカー、小売側全部が協力をし合つてできているということ、その間に国が介在しているということがありまふすけれども、そういう状況であつたと思つております。

どういうインフラを整えなければならぬか、どういう業界に対してどういう理解を得なければならぬかということも含めて、今回のさまざまな気づいた点、進められるような努力をしてまいりたいと思つております。

○浅野委員 以上です。終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

早速質問に入ります。

政府による緊急事態宣言が、全国を対象に、五月七日以降三十一日まで延長されました。この間の補償なき自粛、休業要請によつて、暮らしも商売も経済も急速に悪化しております。収入がゼロになつた、売上げが落ち込み家賃も払えないなど、全国各地から悲鳴が上がつて、そして、廃業、倒産や経営破綻が急増しております。宣言を延長するからには、後手後手の対応ではなくて、PCR検査と医療体制の抜本的強化、それとともに、暮らしと営業を守る手だてを迅速にとるべきだと強く言いたいと思つています。そこで、梶山大臣に伺います。

四月二十七日の衆議院本会議で、私は安倍総理に対して、一社も一店も潰さない、一人も路頭に迷わせないために必要な予算を確保する、これが政府の責任ではないかと問いかけました。総理は、あらゆる手段を駆使して、困難に直面している事業者の皆様を支えたと答弁をされました。梶山大臣も同じ思いでということでもよろしいでしょうか。

○梶山国務大臣 同様の思いであります。

○笠井委員 そこで、五月一日から持続化給付金の申請受け付けが開始をされました。中小業者や個人事業主、フリーランスなどを対象にしたものでありますけれども、まず中小企業庁に伺います。この十日間余りになると思つてすけれども、実績がどうなつているか、受給の申請件数、実際に振り込まれた件数はそれぞれ何件でしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

持続化給付金でございますけれども、五月の一日から申請の受け付けを開始しております。初日には約五万六千件、その翌日には約二十万件的申請を受け付けておまして、十一日までの合計で、七十万件以上の申請を受け付けているところでございます。このうち約二十万七千件については、事業者の皆様のお手元に既にお届けしております。

○笠井委員 届けている総額は、今、二万七千件で幾らになりますか。

○奈須野政府参考人 約二百八十億円でございます。

○笠井委員 五月一日の申請初日には、ある意味申込みが殺到した。そして、一日目、二日目と件数も言われました。何度アクセスしてもエラーになつてつながらない、問合せ電話もつながらなく、どうすればいいか確認も相談もできないという状況が起こつた。こういう状況が生まれたという点でいうと、やはりいかに多くの方々を望んでいたかということを示しているんだと思つています。

そこで、大臣に伺います。

今、七十万件以上、二百八十億円が二万七千件に対して振り込まれたという報告がありましたけれども、持続化給付金が届いたのは、まだ一部にすぎないということになつていと思つております。当事者からは、最高二百万円、百万円、しかも一回きりというのでは間尺に合わないとか、あるいは、前年同月比の売上げが三割、四割減つているんだけれども対象にされなかったという声があちこちで起こつているということがあります。フリーランスの方々からも、門前払いにされたという相談が寄せられております。

持続化給付金について、総理は、私の四月二十七日の本会議の質問に対して、「休業を余儀なくされた事業者のみならず、大きな困難に直面している事業者の皆さんを幅広く対象に支援を行うもの」というふうに答弁されたわけですが、実際にスタートした制度というのは必ずしもそうならないんじゃないかと。

大臣、これで幅広く支援するものだと胸張つて言えるかどうか、この点はいかがでしょうか。

○梶山国務大臣 先ほどのやりとりでも言わせていただきましたけれども、この政策を取り入れるに当たつて、さまざまな業種、さまざまな規模の会社、また各地域の方々からヒアリングをしました。そういった中で、補助金ではなくて給付が欲しい、現金が欲しいというお話があつて、どうしたらできるかということはずっと模索をしながら、この前の補正予算で成立をしたということでもあります。

そして、迅速に届けるということも非常に重要な要素であると思つております。

そういった中で、事業、そして売上げという形での線引きをさせていただいた部分もございまして。さらにまた、一見でわかるような形で審査が通るよつたという形で、事業所得があり、また、そういったものを、今度は、確認としては、口座の確認とか名前の確認とか細かいところもありませんけれども、できるだけ早く、原則二週間と私は